

第廿二条

党員ハ党費一ヶ月

ヲ納入シ且ツ党規ヲ遵守スル事ヲ要

ス(但シ分納スル事ヲ得)

第廿三条

本党ヲ脱党セントスルモノハ理由ヲ明記シ党員證ヲ添ヘテ所属班

若シクハ支部ヘ申出ヅベシ

但シ既納ノ党費ハ返戻セズ

第廿四条

党員ニシテ左ノ一ニ該當スルモノハ執行委員会、支部大會ノ決議

ニヨリ除名ス

一 党ノ細則、規約、決議ニ違背シタル者

二 党ノ統制ヲ乱シタル者、若シク面日ヲ毀損シタル者

但シ執行委員会ニ於テ除名セラレタル者ハ次期大會ニ控訴スルコ

トヲ得、此期間中被除名者ハ党員タルノ資格ヲ喪失ス

第六十章 附則

第廿五条

本規約ニ基テ施行細則別表並ニ班規約等則ハ執行委員会ニ於テ之

ヲ定ム

第廿六条

本規約ハ支部大會ニ於テ三分ノ二以上ノ賛成ヲ得ルニ非ザレバ改

正スルコトヲ得ズ

本規約ハ昭和四年三月三日ヨリ施行ス

以上